

「PFIの推進に関する行政評価・監視」の勧告に対する 改善措置状況(2回目のフォローアップ)の概要(ポイント)

【勧告先】内閣府、文部科学省、環境省
【回答日(1回目)】平成27年12月15日～12月17日

【勧告日】平成27年4月21日
【回答日(2回目)】平成29年1月12日～1月26日

主な勧告(調査結果)

1 PFI事業環境の整備

- 再委託に該当しない要件を明確にし、地方公共団体に周知(環境省)
 - PFI事業は、SPC(特別目的会社)の構成企業が個々の業務(公共施設の建設、維持管理、運営等)を実施
 - 浄化槽から発生する汚泥の収集・運搬業務については、廃棄物処理法で再委託が禁止
 - 浄化槽PFI事業では、PFI事業契約を締結したSPCから構成企業への当該収集・運搬業務の委託は、禁止されている再委託に該当するおそれ

2 PFI事業に関する支援の効果的な実施

- 専門家派遣事業の見直し(内閣府)
 - 内閣府では、PFI事業の活用を支援するため、平成23年10月から、同府に登録されているコンサルタント等を、PFI事業を検討している地方公共団体に派遣
 - 平成25年度までの実績は、内閣府の想定派遣件数の6割未満、予算執行率は3割未満で推移
 - 調査した76地方公共団体のうち、専門家派遣事業の利用は6地方公共団体

3 PFI事業の実施に資する情報提供

- PFI事業実施に参考となる情報の提供、適時・適切な更新(内閣府)
 - 内閣府は、PFI事業を実施する場合の参考となるように、各種ガイドライン、手引き等を作成し公表。また、PFI事業を実施する場合に必要な手続に関する事例を内閣府ホームページで提供
 - 平成23年のPFI法改正に未対応、実施方針等の事例は22年末現在のものであるなど、未更新のものあり
 - PFI事業が目標を超える成果を上げた場合のインセンティブに係る規程を設けている事例に関する情報提供を求める意見あり

主な改善措置状況

- SPCの構成企業が汚泥の収集・運搬業務を行う際には、構成企業と市町村との間で法令(注)で規定する基準に従った委託契約を締結することにより再委託に該当しないことを明確化し、都道府県等に対して周知

(注) 廃棄物処理法施行令第4条では、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準を規定

- 平成27年6月の運用改善により開始した複数回派遣では、アドバイザー業務の発注等へ円滑に移行できるよう個別事業の進捗状況に合わせた助言を実施
- また、専門家派遣事業を活用した地方公共団体に対するフォローアップを開始し、当該事業実施後も事業化に関する相談に随時対応

- 改正後の各種ガイドライン等(注)については、ホームページへの掲載だけでなく、地方公共団体等からの問合せや専門家派遣事業等の機会を活用した個別のニーズに応じた周知等を実施
- また、閲覧者の知識レベルに応じた情報を集約したポータルサイトの設置等のホームページ改修を実施(H29.1完了予定)

(注) インセンティブに係るガイドラインの改正、HPでの周知等は1回目の回答時点で措置済み

P F I の推進に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 25 年 9 月～27 年 4 月
- 2 対象機関

調査対象機関：内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

関連調査等対象機関：公共法人（P F I 法第 2 条第 3 項第 3 号に規定される法人）(2)、都道府県 (20)、市区町村等 (59)、民間事業者等

【勧告年月日及び勧告先】

平成 27 年 4 月 21 日 内閣府、文部科学省、環境省

【回答年月日】

内閣府 平成 27 年 12 月 16 日 文部科学省 平成 27 年 12 月 15 日 環境省 平成 27 年 12 月 17 日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】

内閣府 平成 29 年 1 月 12 日 文部科学省 平成 29 年 1 月 12 日 環境省 平成 29 年 1 月 26 日

【調査の背景事情等】

- 国は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「P F I 法」という。）に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業（以下「P F I 事業」という。）を推進
- しかしながら、税財源以外の収入（利用料金等）により費用を回収する方式のP F I 事業は僅かで、P F I 法本来の目的が必ずしも十分に達成されているとは言い難い状況
- 国は、「PPP/P F I の抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）を策定し、今後10年間（平成25年～34年）で12兆円規模に及ぶ事業を重点的に推進
- この行政評価・監視は、P F I 事業を推進する観点から、P F I 事業の概況、アクションプランに基づく取組の推進状況、P F I 事業を推進する上での課題等を調査し、関係行政の推進に資するため実施

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 P F I 事業環境の整備</p> <p>(1) B O T 方式の P F I 事業における負担金等の交付</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>① 公立学校施設を B O T 方式で整備・運営する P F I 事業に対する公立学校施設整備費の交付に際しての課題を整理し、必要な取組を検討すること（文部科学省）</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省では、公立学校施設等の整備に対し、公立学校施設整備費（公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金）を交付 ○ 公立学校施設整備費は、地方公共団体が所有権を有している施設が交付対象。P F I 事業の場合、地方公共団体への所有権の移転時に要する買収費が交付対象 ○ P F I 事業を B O T 方式で実施する場合、公立学校施設整備費の交付は、施設の所有権の地方公共団体への移転時 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ B O T 方式の場合、P F I 事業終了時における民間事業者から地方公共団体への所有権の移転が無償で行われる場合、公立学校施設整備費が交付されないことが懸念 ○ 公立中学校等の整備等を内容とする P F I 事業を B O T 方式で実施することを検討していたが、施設の所有権が地方公共団体に移転される P F I 事業終了時まで公立学校施設整備費が交付されないため、事業方式を変更し、B T O 方式で実施したものあり 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>→：1 回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒：2 回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>→ 公立学校施設整備費においては、P F I 事業に対しても、P F I 事業以外の事業手法と同様に国庫補助を行っており、B T O 方式・B O T 方式（注）を問わず、民間事業者が整備した施設の所有権を地方公共団体に移転するに当たっての買収費を補助対象としている。</p> <p>公立学校施設整備費における B O T 方式による施設整備に係る施設完工時の補助については、公立学校施設整備費の支出対象が公共の資産を形成するものに限定されていること等を踏まえ、現在、① B O T 方式における施設完工時の国庫補助は公共の資産形成に対する補助と同義と取り扱うべきか、② B O T 方式における施設完工時の国庫補助を認める場合の「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」（平成18年7月13日18文科施第188号文部科学大臣裁定）の改正の必要性及び③ B O T 方式を選択することのメリット・デメリットなどについて、課題の整理を行っているところである。この整理を平成28年2月を目途に行い、その後速やかに必要な取組を検討することとしている。</p> <p>（注）「B T O 方式」とは、「Build-Transfer-Operate方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工直後に公共部門に施設所有権を移転後、公共部門の所有となった施設の維持管理及び運営を行う事業方式である。</p> <p>また、「B O T 方式」とは、「Build-Operate-Transfer方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工後も対象施設を所有し続けたまま維持管理及び運営を行い、事業期間終了時に公共部門に施設所有権を移転する事業方式である。</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
	<p>⇒ 公立学校施設整備費におけるBOT方式による施設整備に係る施設完工時の補助について、次のとおり課題の整理及びその結果に基づく検討を行った結果、PFI事業（施設に係る所有権移転が伴うものに限る。）を活用して公立学校施設の整備を希望し、かつ施設完工時に国庫補助を受けたいことを希望する地方公共団体では、従来どおりBOT方式での実施が妥当との結論を得た。</p> <p>① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第5条により、学校運営そのものは委託できず、学校施設で委託可能な業務は法定点検や警備業務、清掃業務等の周辺業務に限られることから、民間所有による創意工夫の余地が少ないと考えられること</p> <p>② 所有権が地方公共団体でないことから、民間事業者において学校施設の譲渡や抵当権などの私権を設定することが法律上許され、学校教育の安定性及び安全性が脅かされること。また、仮にこれらを防ぐ条項を契約において明記したとしても、飽くまで契約は当事者間の合意に過ぎないため、施設の目的外使用など学校教育に影響を及ぼす事態が生じる懸念はBOT方式よりも強くなると考えられること</p> <p>③ 公立学校施設整備費は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号。以下「義務法」という。）第4条で定められた経費を対象としており、BOT方式による施設整備に係る施設完工時の補助を対象として含める場合には義務法の改正が必要となること（注）</p> <p>（注）義務法第4条では対象を地方公共団体が学校施設を新築又は増築する場合の経費（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）とされており、「公立学校施設費国庫負担等事業に係る対象経費について（通知）」（平成18年4月1日付け18施施助第3号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知）により「公立学校施設整備費は建設公債発行対象経費であり、その対象経費は消費的支出ではなく、資産</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(2) P F I 事業における業務の再委託の禁止 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>② 公共施設等の管理者等が汚泥の収集・運搬業務を含む P F I 事業を実施する場合における、禁止されている再委託には該当しない P F I 事業契約締結の要件を明確にした上で、当該要件について、地方公共団体に対し周知すること（環境省）</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ P F I 事業は、P F I 法に基づき、公共施設の管理者等と S P C (特別目的会社) との間で締結される P F I 事業契約に従って実施されるが、公共施設等の建設、維持管理、運営等の個別の業務は、S P C を構成する事業者等が実施 ○ 一般廃棄物である汚泥の収集・運搬業務については、当該業務の再委託により、一般廃棄物の処理責任が不明確となること等を理由に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）で再委託が禁止 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浄化槽から発生する汚泥の収集・運搬業務を内容とする事業を P F I 事業として実施する場合、P F I 事業契約を締結した S P C と当該収集・運搬業務を実施する事業者との契約は再委託となるおそれ ○ P F I 方式の浄化槽市町村整備推進事業では、汚泥の収集・運搬業 	<p>(国家・国民の資産) を形成するもの」と解釈されることから、現行の義務法において「施設を取得しない B O T 方式による施設整備に係る施設完工時の補助」は対象とならない。</p> <p>→ 浄化槽市町村整備推進事業(注)の推進に向けた浄化槽整備における民間活用の在り方を整理することを目的とする調査業務の請負者を平成27年11月17日に決定し、請負事業検討会を設置した。</p> <p>当該検討会では、浄化槽市町村整備推進事業における民間活用事業の普及促進方策等のほか、浄化槽 P F I 事業を実施する場合における再委託には該当しない P F I 事業契約締結の要件の考え方についても検討事項として取り扱うこととしており、P F I 等の民間活用事業に精通する有識者及び廃棄物処理法に精通する有識者を構成員として選定し、第1回検討会の平成28年1月中の開催に向け準備を行っている。</p> <p>また、当該検討会では、平成28年3月末までに取りまとめを行い、その結果について、環境省が都道府県及び保健所設置市を対象に28年度上半期に開催予定の「浄化槽行政担当者会議」において、周知する予定である。</p> <p>(注)「浄化槽市町村整備推進事業」とは、生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を助成する事業</p> <p>⇒ 上記請負事業検討会における検討の結果、浄化槽市町村整備推進事業を行う地方公共団体が汚泥の収集・運搬業務を含む P F I 事業を実施する場合であって、当該事業における S P C (特定目的会社) の構</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>務を別契約としている場合が多数（平成26年2月現在、全国の14地方公共団体におけるPFI方式の浄化槽市町村整備推進事業のうち、汚泥の収集・運搬業務を含むものは3地方公共団体）</p> <p>○ 調査した地方公共団体において、SPCの構成員となっている事業者が汚泥の収集・運搬業務を行う場合には、再委託には当たらないことが明確にされれば、当該業務を含むPFI事業の実施を改めて検討したいとの意見あり</p> <p>2 PFI事業に関する支援の効果的な実施</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>内閣府は、PFI事業に係る案件形成支援を効果的に実施する観点から、専門家派遣事業について見直しを行う必要がある。</p> <p>また、内閣府は、PFIの推進に資するため、ワンストップ窓口における対応経緯を確実に記録する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>(1) 専門家派遣事業</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 内閣府では、平成23年10月から、地方公共団体等におけるPFI事業の活用を支援するため、PFIの案件形成段階における地方公共団体等からの派遣要請に応じて、内閣府に登録されているPFI実務に通じた関係団体、総合コンサルタント等の民間企業等の専門家を1日派遣し、地方公共団体等のPFI担当者からの質問への回答や、専門的立場からのアドバイスを行う専門家派遣事業を実施</p>	<p>成員の事業者（以下「構成企業等」という。）が汚泥の収集・運搬業務を行う際には、市町村の処理責任の原則の下での適正な処理を確保するため、構成企業等と市町村の間で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条各号に規定する基準に従った委託契約を締結することが必要であるとの結論を得た。</p> <p>このため、平成28年7月29日に開催した浄化槽行政担当者会議（都道府県及び保健所設置市から約130名参加）において、上記検討結果について周知した。</p> <p>→ 専門家派遣事業については、PFI事業に係る案件形成支援を効果的に実施する観点から見直しを行う必要があるとされていたことから、平成27年6月8日に従来の事業内容を見直し、①同一地方公共団体に対する専門家の複数回の派遣を可能とする、②専門家の派遣に併せて内閣府職員が同行すること等により派遣後のフォローアップに対応するなどの運用改善を行った。</p> <p>さらに、従来、同事業はPFI事業推進の支援策として実施していたが、平成27年7月22日からは、地方公共団体によるPPP/PFIの案件形成を後押しするため、派遣対象を、公的不動産の民間活用、インフラの包括的民間委託などのPPP（注）事業にも拡大し実施している。</p> <p>これらの見直しについては、平成27年7月14日に、都道府県及び政令市のPPP/PFI担当者を通じて、各市町村に周知するとともに、同</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度から 25 年度までの専門家派遣事業の実績（23 年度は 10 月以降）は、23 年度 9 件、24 年度 33 件、25 年度 34 件であり、各年度の想定派遣件数 60 件に対し、6 割未満で推移。また、予算執行率も 3 割未満で推移 ○ 調査した 76 地方公共団体のうち、専門家派遣事業を利用したものは 6 団体 	<p>年7月22日までに内閣府のホームページに掲載し周知を行った。</p> <p>専門家派遣実績は、平成27年10月末現在で53件の申込みがあり、平成27年度の想定派遣件数（50件）を達成できる見通しとなっている。</p> <p>また、複数回派遣の実績については、平成27年2月に宮崎県内の市町村担当者向けにPFI制度の基本事項の講義を行い、同年10月には市町村担当者に加えて県内の事業者も対象とした講義を実施するなど、PPP/PFIに関する成熟度に応じた派遣を実施している。</p> <p>フォローアップの実績については、須崎市や沼津市において、専門家派遣後も実施方針等の策定に向けたアドバイザー業務の発注の相談に応じるなど、専門家派遣後も地方公共団体からの相談に対応している。</p> <p>(注)「PPP」(Public Private Partnership) とは、PFI を内包する概念であり、官民連携による広義の事業方式をいう。</p> <p>⇒ 専門家派遣事業については、平成27年6月及び7月の運用改善等により、平成27年度の実績は52件であり、28年度は12月末時点で47件の申込みがあった。</p> <p>なお、平成27年6月の運用改善により開始した複数回派遣では、①宮崎県に対して、同年2月及び10月の派遣に引き続き、28年4月に個別事業に関する相談のために専門家を派遣、②赤磐市に対して、個別事業の進捗状況に合わせて27年3月及び28年11月に専門家を派遣するなど、アドバイザー業務の発注等へ円滑に移行できるよう助言した。</p> <p>また、専門家派遣事業を活用した春日井市、塩尻市、上越市、敦賀市、佐倉市等に対しては、フォローアップとして当該事業実施後も事</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(2) ワンストップ窓口</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 内閣府では、平成 24 年度から、地方公共団体に対して P F I 事業の実務に関するアドバイス等の支援を行うため、地方公共団体から P F I に関する照会があった際に、民間資金等活用事業推進室（P F I 推進室）内に配置している専門家、あるいは当該専門家を通じて外部の専門家（金融、法律、コンサルタント等）の意見を聴取し、一括して回答するワンストップ窓口を設置</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ ワンストップ窓口の受付件数は、平成 24 年度 142 件、25 年度 168 件、26 年度（11 月末現在）142 件</p> <p>○ ワンストップ窓口で受け付けた地方公共団体からの照会の中には、記録がなく、当該照会に対する対応経緯が不明なものあり</p> <p>3 P F I 事業の実施に資する情報の提供</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>内閣府は、P F I 事業実施に係る作業の効率化に資するため、リスク分担ガイドライン等、P F I 事業実施に参考となる情報について、地方公共団体等に適切に提供する必要がある。また、当該提供に当たっては、提供情報を適時・適切に更新する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>① ガイドラインによる情報の提供</p>	<p>業化に関する相談に随時対応している。</p> <p>→ ワンストップ窓口については、対応経緯の記録に不備があったことから、漏れがないように確実に記録を行うとともに、平成27年7月からは、地方公共団体等からの照会等に対し、原則翌日には回答を行うなどの改善を図った。</p> <p>なお、平成27年10月末現在の相談件数は177件となっている。</p> <p>⇒ ワンストップ窓口については、引き続き対応経緯の記録に漏れがないように確実に記録を行っており、相談件数については、平成27年度は474件、28年度は12月末時点で690件となっている。</p> <p>→ ① ガイドラインによる情報の提供については、これまで、V F</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間資金等活用事業推進会議（以下「P F I 推進会議」という。）では、P F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、P F I 事業の実施に関する一連の手続について、その流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点を示した「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日策定）、「P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日策定）、「モニタリングに関するガイドライン」（平成 15 年 6 月 23 日策定）等の各種ガイドラインを作成 ○ 内閣府では、地方公共団体の P F I 事業担当者が P F I についての理解を深め、P F I 事業を円滑に導入できるよう、平成 17 年 3 月、「地方公共団体における P F I 事業導入の手引き」を作成 ○ 内閣府では、平成 20 年 6 月、「地方公共団体が P F I 事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について」を作成 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象 43 P F I 事業の公共施設の管理者等のうち、延べ 8 管理者等がリスク分担に苦慮 ○ 「P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」には、付帯事業のリスクが本体事業に影響を与えないようにするための事業主体の分離等のリスク分担の内容は未反映 ○ 「地方公共団体における P F I 事業導入の手引き」は、平成 17 年 3 月の作成以降、未更新 ○ 「地方公共団体が P F I 事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について」は、平成 20 年 6 月の作成以降、未更新 	<p>M・リスク分担WGにおいて検討した内容（本体事業と付帯事業との間のリスク遮断）をリスク分担ガイドラインに反映するとともに、収益施設併設型などの新たな事業類型についての動向を見据えつつ、更に検討を行ったところである。</p> <p>リスク分担ガイドラインについては、平成27年9月のP F I 法の改正に伴う各種ガイドラインの整備に併せ、同年12月15日に開催されたP F I 推進会議に付議し改正され、改正後の当該ガイドラインをホームページに掲載しており、今後、地方公共団体等に対し周知を行う予定である。</p> <p>また、「地方公共団体におけるP F I 事業導入の手引き」（平成17年3月）、「地方公共団体がP F I 事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について」（平成20年6月）等については、これらに代えて、地方公共団体等の意見を聴取し、新たに「PPP/P F I 手法導入 検討の手引き（仮称）」を策定し、情報提供を行う予定である。</p> <p>⇒（①及び③について）</p> <p>改正後のリスク分担ガイドライン、モニタリングガイドライン等の各種ガイドラインについては、ホームページへの掲載だけでなく、地方公共団体等からの問合せや専門家派遣事業等の機会を活用した個別のニーズに応じた周知等を実施している。</p> <p>また、「多様なPPP/P F I 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日P F I 推進会議決定）に基づき、平成28年3月に「PPP/P F I 手法導入優先的検討規程策定の手引」を策定し、地方公共団体への送付やホームページへの掲載とともに、全国説明会の実施等により周知した。</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>② 実施方針等の実例</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 内閣府では、P F I 事業の推進に資するため、平成 22 年 12 月 31 日現在の P F I 事業について、公共施設の管理者等別、分野別等に整理するとともに、P F I 事業別に実施方針、特定事業の選定、入札説明書等の情報を、公共施設の管理者等の許可を得て、ホームページにおいて公表</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ P F I 事業の実績は、平成 22 年度末の 374 事業から 25 年度末の 440 事業へと増加しており、当該増加した事業の中には、公共施設等運営権制度を活用した事業(注)もあることから、地方公共団体にとって実施方針等の実例の提供や更新は有用</p> <p>(注)「公共施設等運営権制度を活用した事業」とは、公的主体が所有する利用料金を徴収する施設について運営等を行い、利用料金を自らの収入とする事業</p> <p>③ モニタリング結果に基づくインセンティブ(注)に係る事例</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 「モニタリングに関するガイドライン」では、サービス対価の減額等を規定する際の留意点及び減額の方法について記載</p>	<p>なお、平成28年度末までに、「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引(仮称)」を策定し、周知する予定である。</p> <p>→ ② 事例等の提供のうち、実施方針等の実例については、平成27年7月までに各PFI事業の実施方針等を公表しているウェブページのURLを全国の地方公共団体に照会(ウェブページを設けていない事業については実施方針等の公表資料の提供を依頼)し、各PFI事業のウェブページへのリンク一覧を内閣府のホームページに掲載(平成27年10月)した。</p> <p>また、各PFI事業の実施方針等の情報更新、ホームページの情報のリンク切れの修正、コンセッション事例のページの新設(平成27年4月)、PPP/PFIに関する支援のページの新設(平成27年10月)等、ホームページの見直し及び改修作業を随時実施しており、今後も引き続き掲載情報の適時・適切な更新や照会の多い情報へのアクセス性の向上等に努めることとする。</p> <p>⇒ (②及び④について)</p> <p>ホームページでの情報提供については、サイト構成の整理、閲覧者の知識レベルに応じた情報を集約したポータルサイトの設置、内閣府標準テンプレートへの統一等による更なるアクセス性の向上を図るために、平成28年8月にウェブ事業者へ改修業務を発注しており、29年1月には作業が完了する予定である。</p> <p>③ 事例等の提供のうち、モニタリング結果に基づくインセンティブに係る事例については、モニタリングガイドラインについて、平成27年9月のPFI法の改正に伴う各種ガイドラインの整備に</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象 43 P F I 事業の公共施設の管理者等の中には、インセンティブを規定することにより、施設の利用者数の増加、現場のモチベーションの維持・向上等の効果があるとの意見あり ○ 調査対象 43 P F I 事業の公共施設の管理者等のうち、インセンティブに係る事例等の提供を求めるものが 3 管理者等 ○ P F I 推進会議は、業務の意欲を高める仕組み（報奨金や表彰制度等）を導入することによる正当な評価の重要性について記載した「モニタリングに関するガイドライン」の改正案について検討中 <p>(注) 本項目における「インセンティブ」とは、サービス対価の減額などのペナルティを除いた債務履行を促すための動機付けを意味する。</p> <p>④ V F M算定ツールの提供</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省では、平成 20 年 6 月、P F I 適用を考えている事業について、その導入可能性の判断を支援するため、「V F M簡易計算ソフト」を作成 ○ 文部科学省では、平成 20 年 3 月、公立学校の設置者が迅速に耐震化に取り組めるよう、公立学校の耐震化に特化した「公立学校耐震化 P F I マニュアル」及び同マニュアルの付録として「V F M簡易算出シート」(CD-ROM) を作成 ○ 環境省の補助金を活用し、大学等において、浄化槽市町村整備推進事業に活用できる「P F I 事業導入判定ソフト」を開発 	<p>併せ、同年12月15日に開催された P F I 推進会議に付議し改正され（報奨金や表彰制度等の導入等）、改正後の当該ガイドラインをホームページに掲載した。</p> <p>今後、当該ガイドラインに記載されているインセンティブに係る項目については、専門家派遣事業等による地方公共団体等のニーズに沿った個別相談などを通じて、具体的な事例を交えて説明する予定である。</p> <p>④ V F M算定ツールの提供については、各府省等が独自に作成している V F M算定に係るソフト等が閲覧できるよう、内閣府のホームページにおいて、国土交通省、文部科学省及び環境省が提供等している当該ソフト等のウェブページへのリンクを設定（平成 27年10月）した。</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象 43 P F I 事業のうち、V F Mの算定を設計・工事経験のある技術系職員や専門的知識のある職員が行ったものが 3 事業、コンサルタントが算定したものが 30 事業、コンサルタントからの助言を受けるなどして職員が算定したものが 10 事業となっており、多くの P F I 事業において、V F Mの算定をコンサルタントが行っている実態 ○ V F Mをコンサルタントが算定した 30 事業のうち、職員による確認が行われていないものが 3 事業。その理由は、専門的知識がないため等 ○ 国土交通省、文部科学省及び環境省では、V F M算定ツールを、それぞれのホームページ等により提供・紹介 	